

加西市生涯学習事業補助金概要

趣 旨	主に市内で活動する団体が原則として市内において行う各種生涯学習事業（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、加西市の生涯学習の発展や人材育成に寄与することを目的とする。												
交 付 対 象	次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。 ① 特定非営利活動法人または任意の市民団体であること。 ② 主に市内で活動が行われていること。 ③ 原則として5名以上で構成され、かつ、構成員の1/2以上が加西市内に在住、在勤または在学していること。 ④ 団体及び団体の構成員が加西市暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。 上記の要件を備えている団体であっても、政治活動、宗教活動及び営利事業を主たる目的とする団体は対象外とする。												
対 象 事 業	加西市内での活動を対象とし、次に掲げる要件のすべてに該当する事業とする。 ① 市の生涯学習の発展に寄与すること。 ② 地域活動の活性化に対する貢献度が高いこと。 ③ 事業計画に無理がなく、着実に実施されることが見込まれること。 ④ 団体内にとどまらず、市民に広く開かれたものとして実施されること。 ×対象外となる例：定例会、役員会、練習等の専ら団体内部の活動 ⑤ 団体が従来実施している通常活動ではなく、新規事業または既存事業の発展・拡充を図る事業であること。 ○対象となる例： ・通常の練習や発表会に加えて、一般市民向け体験会を実施する（新規事業） ・例年行っているイベントの参加対象を広げ、内容や広報を工夫する（既存事業） など ⑥ 市の他の助成金等の交付を受けていないこと。												
補 助 金 額	補助金の額は必要対象経費の実支出額とし、予算の範囲内で1団体当たりの上限額は10万円とする。 交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。												
対 象 期 間	4月1日～翌年3月31日まで（事業実施は交付決定後）												
申 請 回 数	補助金の交付は、1団体につき年1回までとし、通算3回を限度とする。												
補 助 対 象 経 費	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">報償費</td> <td>講師・協力者等への謝礼</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旅 費</td> <td>講師・指導者等の交通費等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消耗品費</td> <td>事務用品、活動資材等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印刷製本費</td> <td>資料、案内ちらし・ポスター等印刷代、写真代等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">通信費</td> <td>郵送代、物品運搬費、振込手数料等</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	主な内容	報償費	講師・協力者等への謝礼	旅 費	講師・指導者等の交通費等	消耗品費	事務用品、活動資材等	印刷製本費	資料、案内ちらし・ポスター等印刷代、写真代等	通信費	郵送代、物品運搬費、振込手数料等
科 目	主な内容												
報償費	講師・協力者等への謝礼												
旅 費	講師・指導者等の交通費等												
消耗品費	事務用品、活動資材等												
印刷製本費	資料、案内ちらし・ポスター等印刷代、写真代等												
通信費	郵送代、物品運搬費、振込手数料等												

	<table border="1"> <tr> <td>使用料 賃借料</td> <td>会場使用料、機器・備品等の借上料等</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>ボランティア保険、イベント保険等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>事業実施にあたり教育長が特に必要と認めるもの</td> </tr> </table>	使用料 賃借料	会場使用料、機器・備品等の借上料等	保険料	ボランティア保険、イベント保険等	その他	事業実施にあたり教育長が特に必要と認めるもの
使用料 賃借料	会場使用料、機器・備品等の借上料等						
保険料	ボランティア保険、イベント保険等						
その他	事業実施にあたり教育長が特に必要と認めるもの						
	※団体の運営に必要な経費、人件費、食糧費、団体又は構成員の所有となる物の購入費などは対象外						
交付申請時 提出書類	補助金交付申請書（様式第1号） 収支予算書 事業計画書 規約または会則 団体名簿及び役員名簿 その他教育長が必要と認める書類						
活動報告時 提出書類	実績報告書（様式第3号） 収支精算書 事業報告書 領収書のコピー 事業の写真・チラシ等 その他教育長が必要と認める書類						
請 求	事業完了後、報告書類と併せて請求書（様式第4号）をご提出ください。						
問合せ・提出先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾 1000 加西市役所 教育委員会 生涯学習課 6階 TEL：0790-42-8775 FAX:0790-43-1803 Mail：shogai@city.kasai.lg.jp						